

# 不育症治療費助成事業について

## 不育症とは？

妊娠はするけれども、お腹の中で赤ちゃんが育たず、2回以上流産、死産や新生児死亡などを繰り返してしまう症状のことをいいます。



## 対象となる治療

- \* 不育症治療及び検査（一部対象とならない場合があります）
- \* 不育症の診断をするための検査で、不育症治療につながったもの

## 助成内容

- \* 不育症治療にかかる自己負担額で、1年度（治療が終了した日の属する年度）あたり10万円を上限として助成します。

## 助成対象者

- \* 医療機関において不育症と診断されている方
- \* 不育症治療時において、両者またはどちらか一方が、宇陀市に住民登録がある戸籍上の夫婦
- \* 夫婦ともに医療保険に加入していること

## 申請に必要なもの

- \* 申請書
- \* 不育症治療受診等証明書
- \* 不育症治療に係る領収書（原本）
- \* 健康保険証、振込先の預金通帳、夫婦の各認印
- \* 本籍地が宇陀市ではない場合は、戸籍謄本



問い合わせ先 健康増進課 ☎82-3692 / I P ☎88-9087